



自動車の購入には物資事業をご利用ください!

立替利率 年利1.56%

立替限度額 300万円

物資事業は、組合員の皆さんが当組合と契約した自動車販売店(特約店)から自動車を購入する場合、当組合が特約店へ購入代金を立替払いし、その立替金を給料から割賦償還する制度です。

特約店の情報は、当組合ホームページの「共済のしおり」に掲載しています。

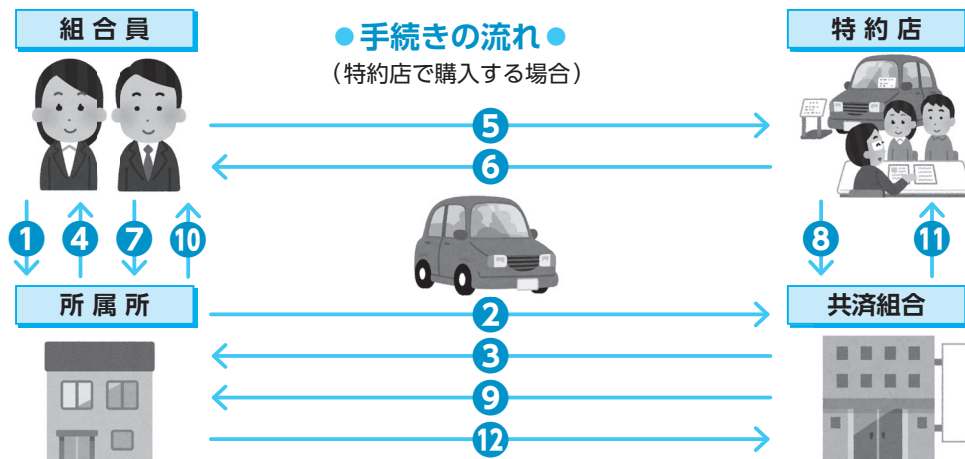
また、特約店以外で自動車を購入する場合でも、組合員が立替手数料を負担することにより物資事業を利用することができます。(「特例による物資立替金制度」といいます。)

自動車購入の際は、ぜひ物資事業をご利用ください。

立替対象	自動車(組合員およびご家族が使用する自動車、中古車を含みます。) ※自動二輪車不可
立替金額	300万円 (10万円以上5万円単位で立替)
立替手数料	新車 11,000円 中古車 5,500円 ○特約店で購入 ⇨ 特約店負担 ○特約店以外で購入 ⇨ 組合員負担
償還方法	立替翌月から給与控除による元利均等償還(ボーナス併用償還は50万円以上の場合選択可能)
利率	年利率 1.56%
申込締切日	毎月5日 (当組合必着)
送金日	請求書締切日の 当月28日 送金 ※ただし、金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。 ○特約店で購入……………特約店の指定口座へ送金 ○特約店以外で購入……………組合員登録口座(給付金等受取口座)へ送金



※申込時の注意：物資事業を申し込む際は、償還能力調査を行っております。(全ての借入の毎月の償還額が給料月額30%以内であれば利用可能としています。)



- 組合員の手続き**
- 1 物資立替金償還能力調査書の提出
 - 5 自動車購入票を提示・売買契約
 - 7 自動車購入票(控)の提出(所属所用)

- 特約店の手続き**
- 6 自動車購入票(控)の交付(所属所用、組合員用)および自動車の納品
 - 8 物資立替金の請求

- 所属所の手続き**
- 2 物資立替金償還能力調査書の内容を確認し、共済組合に提出
 - 4 自動車購入票を交付
 - 10 立替金の決定通知・個別償還明細表の配付
 - 12 償還金の振込(給与から控除)

- 共済組合の手続き**
- 3 物資立替金償還能力調査書を審査し、これを認めた場合、所属所に自動車購入票の交付を依頼
 - 9 立替金の決定通知・個別償還明細表の送付
 - 11 物資立替金の送金

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412